

## 社会福祉法人岡部福社会役員等報酬規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人岡部福社会（以下「法人」という。）の常勤及び非常勤の役員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (定義)

第二条 本規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支給する。

### (役員)

第三条 役員は、原則非常勤とするが、法人は、必要に応じて常勤役員をおくことができる。なお、役員のうち、職員に準じて勤務する役員及び最低でも1週につき3日以上勤務する役員を常勤役員とする。

### (役員の報酬等)

第四条 役員に対して支給する各年度の報酬総額は、3,000,000円を超えない範囲とする。

2 理事長は常勤役員とし、月額108,000円の報酬を支給する。

3 非常勤理事が理事会等に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

4 常勤役員については、社会福祉法人岡部福社会給与・退職金規程の通勤手当に相当する額を毎月支給する。

### (役員の業務報酬等)

第五条 理事が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

### (監事の報酬等)

第六条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又は法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

### (出張旅費)

第七条 役員及び評議員選任・解任委員会委員が法人及び事業所の運營業務のため、出張する場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

2 費用弁償等は、出張終了後支給することとするが、必要に応じて事前に概算払いし、出張終了後精算することができる。

(退職慰労金)

第九条 退職慰労金は、支給しない。

(支給方法)

第一〇条 役員に対する報酬等は、理事会等に出席する都度、現金にて支給する。

2 理事長の報酬等は、毎月15日に銀行振込みにて支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

(重複支給の防止)

第一一条 役員が理事会等に出席し、当該開催日当日に第四条の規定により運營業務に従事したときは、報酬及び費用弁償は重複して支給しない。

2 理事長及び常勤役員が、理事会等に出席したとき、又は第四条の規定により運營業務に従事したときは、報酬及び費用弁償は重複して支給しない。

(改正)

第一二条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名称	報酬	費用弁償
理事・監事	日額 9,000円	1,000円

別表2

名称	宿泊費	報酬	食卓料	費用弁償
理事・監事	1泊15,000円	9,000円	3,000円	実費